

掛川市告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更するので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年1月26日

掛川市長 松井三郎

1 小字を廃止する区域

大字逆川字川久保264の1から264の6まで、字北村265から269まで、271の1から271の3まで、272の2、273の1から273の4まで、275の1、275の2、275の4、275の5、275の7、字前田351の4、351の5、351の7、351の9から351の12まで、351の15から351の28まで、351の59から351の66まで、352の2から352の28まで、352の36から352の42まで、353の1から353の15まで、354の1から354の8まで、355の1から355の6まで、355の8、355の10、355の13、359の1、359の2、360の1、360の2、361の1、361の2、362の1、362の2、363の1、363の2、364の1、364の2、365の1、365の2、366の1、366の2、367から372まで、373の1、373の2、374から379まで、384から386まで、389、391、392、字宮ノ西245の28、245の29、246の24から246の28まで、249の9から249の12まで、249の23から249の25まで、249の27から249の29まで、249の39、249の43から249の45まで、251の13、252、253の2、253の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

2 大字逆川に編入し小字を廃止する区域

大字菌ヶ谷字向川原560の1、561の1、562、563の1、563の2、564から567まで、568の1、568の2、569から572まで、573の1、573の2、574の1から574の3まで、575の1、575の3、576、577、578の1、579の1、581の1、582の1、583、584の1、584の2、585の1、585の2、586から590まで、591の1、592の1、595の1、595の2、596、597の1、597の2、598、599、600の1、600の2、601の1、601の2、705から711まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

3 変更年月日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第54条第4項の規定による農山

漁村活性化プロジェクト支援交付事業（逆川地区）についての換地処分の公告があった日の翌日